

別記様式（第3条関係）

市議会への声

朝来市議会では、積極的な議会活動を行うために、広く市民の皆様からのご意見をお待ちしています。市議会に対するご質問・ご要望・ご提言など、お気軽にお寄せください。

皆様のご意見を市政に反映できるよう努力して参ります。

記入日 2024年3月21日

| | | | |
|----|------------|------|------------|
| 住所 | [REDACTED] | 電話番号 | [REDACTED] |
| 氏名 | [REDACTED] | (　歳) | [REDACTED] |

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ご存じのとおり藤本邦彦議員についての再倫理審査委員会において、市議会議長（当時）より付託された朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号違反の存否は、違反あり1名、なし4名との結果となりました。

この審査結果について議会で採決されるにあたり、良識ある議員の皆様を対象にお伝えしたい儀があり投稿いたします。ご一読のほどお願ひいたします。

なお、以下のような方はご理解いただくのが非常に難解な内容となっておりますので、お読みにならないことをお勧めいたします。

- ① 条例違反の審査委員にもかかわらず、第7条第9項（審査会の委員は、公正かつ不偏の立場でその職務を遂行しなければならない。）に堂々と違反する方。
- ② 政府の文書や法制の見解を作成者當人に確認することなく、自己の主張に都合よく曲解して利用される方。また、そのことを指摘されても黙殺する方。
- ③ 民主主義は多数決と思い違いし、「個々の意見を尊重するために議論はない」と主张する、民主主義の基本さえ学習していない方。
- ④ 「議員は一般以上の高い倫理観を持たねばならない」と言いながら、自身のハラスメントなどには鈍感というご都合倫理主義の方。
- ⑤ 先人が積み重ねてきた法倫理を無視し、「倫理審査は付託された条項に留まらない」と「他事考慮」を当然のごとく主張する方。

1. そもそも本件は倫理条例に違反するのか

前審査委員会ならびにその結果を受けた議会採決において、法制見解を論拠とした第3条第1項第3号違反が認定されました。したがって、再審査委員会は再審査という性質上、どうしても「契約」および「介入」の存否が論点になっていたかと思います。

一方で、藤原副委員長が再審査委員会最終回でいみじくも次のような趣旨の発言をされていました。

「そもそもこれは倫理条例違反なのか。市民のためにやっていることではないのか。自分はこのようなことをぜひやっていきたいと思う」

そもそも倫理条例は何のためにあるのです。条例第1条は次のとおりです。

(目的) 第1条 この条例は、市議会議員が、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより(後略)

要するに後に続く条例は、「議員であることの影響力を不正に利用して、自分の利益としないように定められている」わけです。裏を返せば、自分の利益ではなく地域のための活動ならば、倫理条例違反の対象とはならないわけです。

であれば、倫理違反の重要論点は「藤本議員とよふどの恵」の利害関係でした。自治協傘下で小規模農家支援という公的設立趣旨を考慮すれば、外形的には議員として率先的に関わっても問題ないどころか歓迎される活動です。

他方実質的関与はどうなのか。藤本議員はよふどの恵のメンバーでもあるので、表面的な地域支援を装った自己利益のための活動という懸念があります。にもかかわらず、よふどの恵からの抗議により前回はよふどの恵の参考人招致はキャンセルされ、吉田委員が議会冒頭で謝罪という理解しがたい対応となりました。その結果、よふどの恵と藤本議員の利害関係は検証対象ではなくなりましたが、あろうことかよふどの恵は一般名詞の特定業者Aとなってしまいました。

つまり、よふどの恵に謝罪した段階で第1条の目的からすれば倫理違反に問えない事件が、一般名詞化されることで当然のように継続審議され、第3条第1項第3号の重要構成要件「特定業者」が満たされた状態で、論点が「契約」「介入」になってしましました。再審査においても先述のとおり「契約」「介入」が議論の中心となった次第です。

だからこそ再審査の採決にあたり議員の皆さんに聞いたいのです。

「そもそもこれは倫理違反なのか」

本件を倫理違反としてしまうと、市民、あるいは地域のための活動が大きく制約されることとなります。議員と市が協力して行うべき諸活動において

て、何らかの契約が関係すると、議員は参加すらできず、市職員も議員の関与有無を日常的にチェックする必要があります。

産業建設委員会での虚偽告発に始まり、告発委員の審査委員会違反主導、法制見解の曲解など、審査委員長の少数意見無議論誘導など、明白な倫理違反が多々あったにもかかわらず、前回は違反認定が賛成多数で可決されてしまいました。

一部議員の法制見解の曲解により、「特定企業と市の契約に介入した」と誤認させられた議員の皆様、今回の審査を公正・不偏に見れば委員会の認定どおり「契約」も「介入」も存在しないことは明らかです。また「特定業者」とまるで私企業であるかのように扱われているよふどの恵は、皆様がともに活動されるような地域の小規模農家の支援団体です。

前回と同じ間違いをされないよう、ありのままの事実をご自身でご確認いただき、ご自身の今後の地域支援活動に致命的制約を課さないためにも、正しい投票をお願いいたします。

2. 倫理条例違反審査にも司法権は及びます

前回の審査会を受け、過去市民の声を通じて「ずさんな審査会を容認してしまうと被審査議員からの訴訟リスクがある」との指摘をいたしました。この指摘に対してかは存じませんが、前審査会の第5回目(令和5年10月13日)の資料として、最高裁昭和35年10月19日大法廷判決の判例が配布されました。

その判例には判例を資料として用意された方が以下の引用部分に下線を引いておられます。

「(前略)当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断するのが相当である」

つまり、市議会の倫理条例で決めたことは市議会の自律性が尊重されるので、司法判断は及ばない、被審査議員に訴えられても大丈夫とのメッセージだったのでしょう。

ところがこの判例は、令和2年11月25日に変更され、以下のような判旨に改められています。

「(前略)議会の自律的な機能に基づくものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるが、その性質や議員活動の制約の程度に照らすと、裁判所は、常にその適否を判断することができる」

法制見解の我田引水はもってのほかでありますが、変更前の判例を資料として提供して参加者、関係者の判断を誘導するなど、審査委員どころか議員としての資質が疑われる行為です。

このような委員に踊らされて前回倫理違反に賛成してしまった議員の皆様はむしろ被害者かもしれません。信頼していた仲間が自己の主張に都合よく情報を加工して皆さんを誘導していたことを知られてさぞかしショックでしょう。

しかしながら、市民のことを考えてみてください。大半の市民は地域のために活動した議員のことを、「議会で特定企業と市との契約に介入したという倫理違反を認定された」と書かれた新聞記事だけで知られ、「朝來の議員にも悪いのがいるな」と認識しているのです。

どうかこの誤解を解くとともに、本当に悪いのは誰かを支持者の方や市民の皆さんに認知してもらうよう活動いただきたくお願いいいたします。議長が標榜されるオープンで透明な議会をぜひ実現してください。正しい民主主義とともに。

以上長文にて失礼いたしました。季節の変わり目ですので御身ご自愛いただくとともに、皆様のますますのご活躍をご祈念申し上げます。

上記に対する回答（要）

※ 回答が必要な方は、住所・氏名・電話番号を記入願います（個人情報は非公表とし、目的外に使用しません。）。

なお、内容によっては、回答に時間を要する場合がありますのでご了承願います。

※ お寄せいただいた内容は、ホームページや議会だよりで紹介させていただく場合があります。

お問い合わせ先：朝来市議会事務局
電話 079-672-1930
FAX 079-672-1931
E-mail. gikai@city.asago.lg.jp

